水産土木工事共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 目次	**Ⅰ　水産土木工事共通仕様書（本文）** **第１編　共　通　編** **目　次** 第１章　総　則 …… 2 第２章　材　料 …… 49 第３章　一般施工 …… 81 第４章　土　工 …… 96 第５章　無筋、鉄筋コンクリート …… 106	**Ⅰ　水産土木工事共通仕様書（本文）** **第１編　共　通　編** **目　次** 第１章　総　則 …… 2 第２章　材　料 …… 48 第３章　一般施工 …… 80 第４章　土　工 …… 95 第５章　無筋、鉄筋コンクリート …… 105	目次の修正
１－第１編 共通編 第１章目次	**第１章 総　則** **目　次** 第１節　総　則 １－１－１－47　法定外の労務保険の付保 …… 34 １－１－１－48　社内検査 …… 35 １－１－１－49　道産品の使用 …… 36 １－１－１－50　環境物品等の使用 …… 36 １－１－１－51　季節労働者等の雇用 …… 36 １－１－１－52　技能士の活用 …… 36 １－１－１－53　起終点杭又は竣功杭の設置 …… 37 １－１－１－54　工事特性・創意工夫・社会性等 …… 37 １－１－１－55　特定外来生物（植物）について …… 38 １－１－１－56　暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 …… 39 １－１－１－57　北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進 …… 40 様式集 工事施工協議簿 …… 41 立 会 願 …… 42 段階確認願 …… 43 特定外来生物の防除の看板(記載例) …… 44 特定外来生物防除従事者交付願 …… 45 特定外来生物防除従事者証 …… 46 請負工事社内検査実施結果報告書 …… 47 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書 …… 48 （以降、１－第１編共通編について1ページずつ繰り下げ）	**第１章 総　則** **目　次** 第１節　総　則 １－１－１－47　社内検査 …… 34 １－１－１－48　道産品の使用 …… 34 １－１－１－49　環境物品等の使用 …… 35 １－１－１－50　季節労働者等の雇用 …… 35 １－１－１－51　技能士の活用 …… 35 １－１－１－52　起終点杭又は竣功杭の設置 …… 36 １－１－１－53　工事特性・創意工夫・社会性等 …… 36 １－１－１－54　特定外来生物（植物）について …… 36 １－１－１－55　暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 …… 38 様式集 工事施工打合せ簿 …… 39 立 会 願 …… 40 段階確認願 …… 41 特定外来生物の防除の看板(記載例) …… 42 特定外来生物防除従事者交付願 …… 43 特定外来生物防除従事者証 …… 44 請負工事社内検査実施結果報告書 …… 45 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書 …… 46	目次の修正

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲 載 頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 共通編－6	**第１章　総　則　　第１節　総　則** **１－１－１－２　用語の定義** 20.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びＥメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。	**第１章　総　則　　第１節　総　則** **１－１－１－２　用語の定義** 20.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びＥメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。	文言の追記
１－第１編 共通編－8	**１－１－１－４　工事工程表** 受注者は、契約書第３条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し､工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有しなければならない。 工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の ①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	**１－１－１－４　工事工程表** 受注者は、契約書第３条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し､工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	文言の追加
１－第１編 共通編－9	**１－１－１－８　コリンズへの登録** 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録期間に申請登録しなければならない。	**１－１－１－８　コリンズへの登録** 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録期間に申請登録しなければならない。	

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 共通編－14	**１－１－１－22　建設副産物** ３．受注者は、設計図書において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (1) 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた工作物等の解体においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則に定められた方法により分別解体等を実施しなければならない。また、分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第３条第１項の許可を受けた者、又は解体工事業登録を受けた者とし、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督をさせなければならない。 (2) 分別解体等に伴って発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）は、設計図書の定めに基づき建設リサイクル法により適正に再資源化等を行わなければならない。なお、工事状況及び再資源化施設の状況等により、設計図書の定めにより難い場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、発注者と協議しなければならない。	**１－１－１－22　建設副産物** ３．受注者は、設計図書において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (1) 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた工作物等の解体においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則に定められた方法により分別解体等を実施しなければならない。また、分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第３条第１項の許可を受けた者、又は解体工事業登録を受けた者とし、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督をさせなければならない。 (2) 分別解体等に伴って発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）は、設計図書の定めに基づき建設リサイクル法により適正に再資源化等を行わなければならない。なお、工事状況及び再資源化施設の状況等により、設計図書の定めにより難い場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、工事監督員と協議しなければならない。	文言の修正
１－第１編 共通編－15	７．受注者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、発注者に提出しなければならない。	７．受注者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。	文言の修正

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 共通編－24	**１－１－１－36　環境対策** ４．受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、工事の施工に当たり表１－３に示す建設機械を使用する場合は、表１－３の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年５月法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月 8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年 3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年 3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年 3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年 8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。 表１－３ 排出ガス対策型機械（一般） ～省略～ (2) 受注者は、使用建設機械の排出ガス対策型建設機械指定の有無を当該工事の施工計画書に記載し工事監督員に提出するとともに、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排対機械等」という。）を使用したことを証明する施工状況写真を検査時に提出しなければならない。 (3) 受注者は、排対機械等を使用できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。	**１－１－１－36　環境対策** ４．受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、工事の施工に当たり表１－３に示す建設機械を使用する場合は、表１－３の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年５月法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月 8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年 3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年 3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年 3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年 8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。 表１－３ 排出ガス対策型機械（一般） ～省略～ (2) 受注者は、使用建設機械の排出ガス対策型建設機械指定の有無を当該工事の施工計画書に記載し工事監督員に提出するとともに、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排対機械等」という。）を使用したことを証明する施工状況写真を検査時に提出しなければならない。 (3) 受注者は、排対機械等を使用できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。	文言の修正

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 共通編－ 28-31	**１－１－１－39　諸法令の遵守** １．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 （1）地方自治法　（令和 3年 6月改正 法律第 54号） （2）建設業法　（令和 3年 5月改正 法律第 48号） （8）雇用保険法　（令和 3年 6月改正 法律第 58号） （10）健康保険法　（令和 3年 6月改正 法律第 66号） （13）出入国管理及び難民認定法　（令和 3年 6月改正 法律第 69号） （14）道路法　（令和 3年 3月改正 法律第 49号） （17）道路運送車両法　（令和 3年 5月改正 法律第 37号） （20）河川法　（令和 3年 5月改正 法律第 31号） （23）港則法　（令和 3年 6月改正 法律第 53号） （26）下水道法　（令和 3年 5月改正 法律第 31号） （27）航空法　（令和 3年 6月改正 法律第 65号） （31）環境基本法　（令和 3年 5月改正 法律第 36号） （39）文化財保護法　（令和 3年 4月改正 法律第 22号） （42）消防法　（令和 3年 5月改正 法律第 36号） （44）建築基準法　（令和 3年 5月改正 法律第 44号） （46）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（令和 3年 5月改正 法律第 37号） （49）海上交通安全法　（令和 3年 6月改正 法律第53号） （51）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（令和 3年 5月改正 法律第 43号） （52）船員法　（令和 3年 5月改正 法律第 43号） （54）船舶安全法　（令和 3年 5月改正 法律第 43号） （56）自然公園法　（令和 3年 5月改正 法律第 29号） （57）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （令和 3年 5月改正 法律第 37号）	**１－１－１－39　諸法令の遵守** １．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 （1）地方自治法　（平成29年 6月改正 法律第 74号） （2）建設業法　（令和元年 6月改正 法律第 37号） （8）雇用保険法　（令和 2年 6月改正 法律第 54号） （10）健康保険法　（令和 2年 6月改正 法律第 52号） （13）出入国管理及び難民認定法　（令和元年12月改正 法律第 63号） （14）道路法　（令和 2年 6月改正 法律第 49号） （17）道路運送車両法　（令和 2年 3月改正 法律第 5号） （20）河川法　（平成29年 6月改正 法律第 45号） （23）港則法　（令和元年 6月改正 法律第 37号） （26）下水道法　（平成27年 5月改正 法律第 22号） （27）航空法　（令和 2年 6月改正 法律第 61号） （31）環境基本法　（平成30年 6月改正 法律第 50号） （39）文化財保護法　（令和 2年 6月改正 法律第 49号） （42）消防法　（平成30年 6月改正 法律第 67号） （44）建築基準法　（令和 2年 6月改正 法律第 43号） （46）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（平成26年 6月改正 法律第 55号） （49）海上交通安全法　（平成28年 5月改正 法律第 42号） （51）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（令和元年 5月改正 法律第 18号） （52）船員法　（平成30年 6月改正 法律第 41号） （54）船舶安全法　（平成29年 5月改正 法律第 41号） （56）自然公園法　（令和元年 6月改正 法律第 37号） （57）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （令和元年 6月改正 法律第 37号）	諸基準類の改定に伴う修正

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
	(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （令和 3年 5月改正 法律第 36号） (61) 漁業法　（令和 3年 5月改正 法律第 47号） (65) 厚生年金保険法　（令和 3年 6月改正 法律第 66号） (66) 航路標識法　（令和 3年 6月改正 法律第 53号） (70) 所得税法　（令和 3年 5月改正 法律第 37号） (72) 船員保険法　（令和 3年 6月改正 法律第 66号） (73) 著作権法　（令和 3年 6月改正 法律第 52号） (74) 電波法　（令和 3年 3月改正 法律第 19号） (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（令和 3年 6月改正 法律第 58号） (82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （令和 3年 5月改正 法律第 37号） (84) 都市計画法　（令和 3年 5月改正 法律第 31号） (85) 土地収用法　（令和 3年 6月改正 法律第 65号） (86) 民法　（令和 3年 5月改正 法律第 37号） (87) 地方税法　（令和 3年 4月改正 法律第 1号） (88) 電気通信事業法　（令和 3年 6月改正 法律第 75号） (89) 内航海運業法　（令和 3年 5月改正 法律第 68号）	(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （平成27年 9月改正 法律第 66号） (61) 漁業法　（令和元年 6月改正 法律第 37号） (65) 厚生年金保険法　（令和 2年 6月改正 法律第 40号） (66) 航路標識法　（平成28年 5月改正 法律第 42号） (70) 所得税法　（令和 2年 3月改正 法律第 8号） (72) 船員保険法　（令和 2年 6月改正 法律第 52号） (73) 著作権法　（令和 2年 6月改正 法律第 48号） (74) 電波法　（令和 2年 4月改正 法律第 23号） (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（令和 2年 3月改正 法律第 14号） (82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （令和元年 6月改正 法律第 37号） (84) 都市計画法　（令和 2年 6月改正 法律第 43号） (85) 土地収用法　（平成29年 6月改正 法律第 45号） (86) 民法　（令和元年 6月改正 法律第 34号） (87) 地方税法　（令和 3年 2月改正 法律第 5号） (88) 電気通信事業法　（令和 2年 5月改正 法律第 30号） (89) 内航海運業法　（平成30年 5月改正 法律第 29号）	文言の修正
1－第1編 共通編－34	**1－1－1－46　保険の付保及び事故の補償** 3．受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者を経由して支出負担行為担当者へ掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。 　また、工事完成時後、速やかに建設業退職金共済証紙貼付実績書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。	**1－1－1－46　保険の付保及び事故の補償** 3．受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。	文言の修正、追記

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>（新）令和４年１０月版改訂</th><th>（旧）令和３年１０月版</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>１－第１編
共通編－40</td><td>

１－１－１－47　法定外の労務保険の付保

１．受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。
２．「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
３．受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。
４．受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
５．契約書第２３条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
６．発注者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
７．なお、委託業務の場合は、上記の文言について、工事着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。
（以降番号繰り下げ）

</td><td></td><td>項目の追加</td></tr>
<tr><td></td><td>

１－１－１－52　技能士の活用

２．（省略）

表１－４ 評価対象技能士一覧表

<table>
<tr><th>対象職種</th><th>作業内容</th><th>工種</th></tr>
<tr><td>ウエルポイント施工技能士</td><td>ウェルポイント工事作業</td><td>地盤改良(ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ)工</td></tr>
<tr><td>型枠施工技能士</td><td>型枠組立・撤去作業</td><td rowspan="3">コンクリート工</td></tr>
<tr><td>コンクリート圧送施工技能士</td><td>コンクリート圧送施工技能士</td></tr>
<tr><td>鉄筋施工技能士</td><td>鉄筋施工技能士</td></tr>
<tr><td>コンクリート積みブロック施工技能士</td><td>コンクリート積みブロック施工</td><td>積ブロック工</td></tr>
<tr><td>さく井技能士</td><td>さく井（井戸掘り）作業</td><td>さく井工</td></tr>
<tr><td>樹脂接着剤注入施工技能士</td><td>樹脂接着剤注入作業</td><td>コンクリート補修工</td></tr>
<tr><td>石材施工技能士</td><td>石材加工、石張り、石積み作業</td><td>石積み工</td></tr>
<tr><td>造園技能士</td><td>植栽作業</td><td>植栽工</td></tr>
<tr><td>塗装技能士</td><td>塗装作業</td><td>塗装工</td></tr>
<tr><td>とび技能士</td><td>とび作業</td><td>とび工</td></tr>
<tr><td>防水施工技能士</td><td>防水工事作業</td><td>防水工</td></tr>
<tr><td>路面標示施工技能士</td><td>路面標示作業</td><td>区画線工</td></tr>
</table>

</td><td>

１－１－１－51　技能士の活用

２．次に掲げる作業内容を有する工事については、該当する職種の技能士の活用状況を当該工事の工事施行成績評定において評価するものとする。ただし、工事施行成績評定の対象外工事を除く。
　また、作業が軽微（主たる目的物に係る作業ではなく、かつ、工事数量が僅少）な場合についても、工事監督員との協議により評定対象外とすることができるものとする。
(1) 植栽工事
　作業内容：植栽作業
　該当職種：造園技能士
(2) コンクリート工事
　作業内容：コンクリート圧送作業
　該当職種：コンクリート圧送施工技能士
(3) 区画線工事
　作業内容：路面標示作業
　該当職種：路面標示施工技能士
(4) 塗装工事
　作業内容：塗装作業
　該当職種：塗装技能士

</td><td>項目の追加、削除</td></tr>
</table>

掲 載 頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 共通編－40	**１－１－１－57　北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進** １．受注者は、可能な範囲で北海道胆振東部地震の倒木及び被災地の木材を有効活用する。 ２．北海道胆振東部地震による倒木及び被災地の木材の活用用途については、受注者は、仮設資材等（工事看板、標識、測量杭、丁張り用胴縁・タルキ、型枠、仮設柵等）において活用することとし、その用途については、受注者が自由に選択できるものとする。なお、受注者は仮設資材等として利用する場合には、納入伝票等に「厚真町（など被災町名）産木材を利用」等と販売（製作）業者に明記して貰うこと。 ※被災町は、厚真町、安平町、むかわ町の３町とする。 ３．参考 北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材の活用にあたっては、各地域における資材取扱先などに問い合わせるほか、下記の北海道木材産業協同組合連合会及び北海道森林組合連合会のホームページにある工場一覧表を参照すること。 ・北海道木材産業協同組合連合会：http://www.woodplaza.or.jp/ ・産地証明ができる合法木材供給事業者名簿： http://www.woodplaza.or.jp/ihou/ichiran.pdf ・北海道森林組合連合会：http://www.doshinren.or.jp/iho/index.html ・認定事業体一覧表：http://www.doshinren.or.jp/iho/file/gouhou_nintei180510.xls		項目の追加
	第２章　材料 **第２節　品質及び検査** **１－２－２－１　工事材料の品質** ７．工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、受注者が、工事目的物の引渡し後、５年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。		

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 共通編－71	**１－２－11－２　目地材** ２．目地材の試験方法 (1) アスファルト系 (ｱ) 1/2圧縮強度 ・・・・・・・・・・・ KODAN204による。 (ｲ) 50％復元率 ・・・・・・・・・・・ 〃 (ｳ) はみ出し量 ・・・・・・・・・・・ 〃 (2) ゴム発泡体 (ｱ) 1/2圧縮強度 ・・・・・・・・・・・ KDKS0607による。 (ｲ) 50％復元率 ・・・・・・・・・・・ 〃 (ｳ) 見かけ密度 ・・・・・・・・・・・ JIS K 6767による。 (ｴ) 硬　　度 ・・・・・・・・・・・ JIS K 6253による。 (3) 樹脂発泡体 (ｱ) 1/2圧縮強度 ・・・・・・・・・・・ KDKS0607による。 (ｲ) 50％復元率 ・・・・・・・・・・・ 〃 (ｳ) 見かけ密度 ・・・・・・・・・・・ JIS K 6767による。 (ｴ) 硬　　度 ・・・・・・・・・・・ JIS K 6253による。	**１－２－11－２　目地材** ２．目地材の試験方法 (1) アスファルト系 (ｱ) 1/2圧縮強度 ・・・・・・・・・・・ KODAN204による。 (ｲ) 50％復元率 ・・・・・・・・・・・ 〃 (ｳ) はみ出し量 ・・・・・・・・・・・ 〃 (2) ゴム発泡体 (ｱ) 1/2圧縮強度 ・・・・・・・・・・・ KDKS0607による。 (ｲ) 50％復元率 ・・・・・・・・・・・ 〃 (ｳ) 見かけ密度 ・・・・・・・・・・・ JIS K 6767による。 (ｴ) 硬　　度 ・・・・・・・・・・・ SRIS0101による。 (3) 樹脂発泡体 (ｱ) 1/2圧縮強度 ・・・・・・・・・・・ KDKS0607による。 (ｲ) 50％復元率 ・・・・・・・・・・・ 〃 (ｳ) 見かけ密度 ・・・・・・・・・・・ JIS K 6767による。 (ｴ) 硬　　度 ・・・・・・・・・・・ SRIS0101による。（アスカーＣ型使用）	規格の変更
１－第１編 共通編－79	**１－２－13－５　構造物履歴板** 構造物履歴板については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図２－２によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。 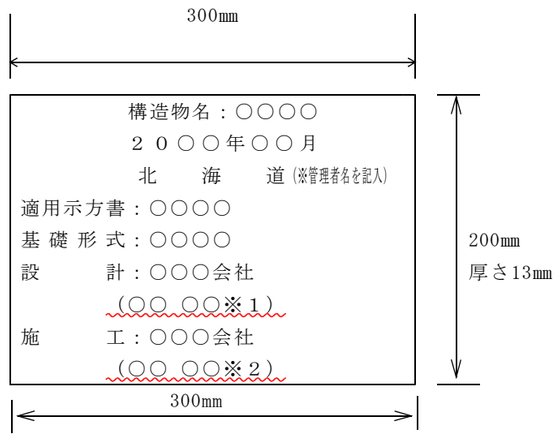 ※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名 図２－２　構造物履歴板	**１－２－13－５　構造物履歴板** 構造物履歴板については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図２－２によらなければならない。 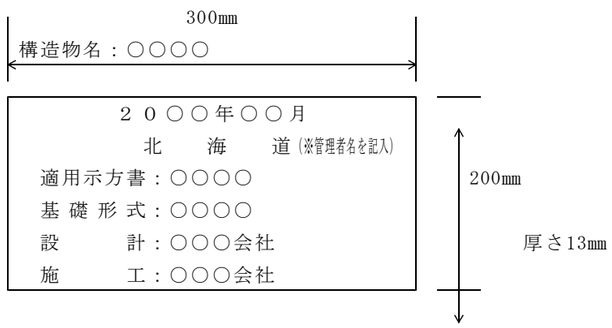 図２－２　構造物履歴板	文言の追記

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
１－第１編 共通編－113	**１－５－３－２　レディーミクストコンクリート** ２．受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布　法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にＪＩＳマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布　法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 　なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	**１－５－３－２　レディーミクストコンクリート** ２．受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布　法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にＪＩＳマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日交付　法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 　なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	文言の修正
１－第１編 共通編－118	**１－５－３－７　コンクリート打込み** 28. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	**１－５－３－７　コンクリート打込み**	文言の追記
１－第１編 共通編－125	**１－５－５－５　ガス圧接** １．圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験〔又はこれと同等以上（社団法人日本圧接協会が実施する手動ガス圧接工技量資格検定試験（２種以上））の検定試験〕に合格した者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接す技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して、工事監督員の承諾を得るものとする。また、圧接工の技量の確認に関して、工事監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。	**１－５－５－５　ガス圧接** １．圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験〔又はこれと同等以上（社団法人日本圧接協会が実施する手動ガス圧接工技量資格検定試験（２種以上））の検定試験〕に合格した者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、社団法人日本圧接協会が実施する自動ガス圧接工技量資格検定試験に合格した者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とすることができる。この場合、施工方法について工事監督員の承諾を得るものとする。また、資格証明書の写しを工事監督員に提出するものとする。	文言の修正・追記

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>（新）令和４年１０月版改訂</th><th>（旧）令和３年１０月版</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>Ⅱ-施管-25</td><td>

３　品質管理基準及び規格値

<table>
<tr><th>試験時期・頻度</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td>工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。
スラッジ水の濃度は1回/日</td><td>・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。</td><td>○</td></tr>
</table>

</td><td>

３　品質管理基準及び規格値

<table>
<tr><th>試験時期・頻度</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td>工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。</td><td>・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。</td><td>○</td></tr>
</table>

</td><td>文言の追記</td></tr>
<tr><td>Ⅱ-施管-27</td><td>

<table>
<tr><th>試験時期・頻度</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。</td><td>・小規模工種で１工種当たりの総使用量が50m3未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。
・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。</td><td></td></tr>
</table>

</td><td>

<table>
<tr><th>試験時期・頻度</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。</td><td>・小規模工種で１工種当たりの総使用量が50m3未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）又は設計図書の規定により行う。
・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。</td><td></td></tr>
</table>

</td><td>文言の修正</td></tr>
</table>

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲 載 頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅱ－施管－36	**４　写真管理基準** **４－１－１　適用範囲** この写真管理基準は、施工管理一般 １－８ に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可能とする。	**４　写真管理基準** **４－１－１　適用範囲** この写真管理基準は、施工管理一般 １－８ に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。	項目の修正
Ⅱ－施管－37	**４－１－４　写真の省略** 工事写真は次の場合に省略するものとする。 ３　工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 臨場時の状況写真についても不要とするものとする。 ４　施工状況写真のうち産業廃棄物の運搬及び処理について、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）で確認できる場合は、撮影を省略するものとする。	**４－１－４　写真の省略** 工事写真は次の場合に省略するものとする。 ３　工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。 臨場時の状況写真についても不要とする。	文言の修正・追記
Ⅱ－施管－37	**４－１－７　撮影の留意事項** 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 ２．施工状況等の写真については、モバイル端末等の活用ができるものとする。	**４－１－７　撮影の留意事項** 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 ２．施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。	文言の修正
Ⅲ－付表－3	**１　工事等に伴う工事標識の設置基準** **１－１　工事等を行う場合の工事標識の設置方法** 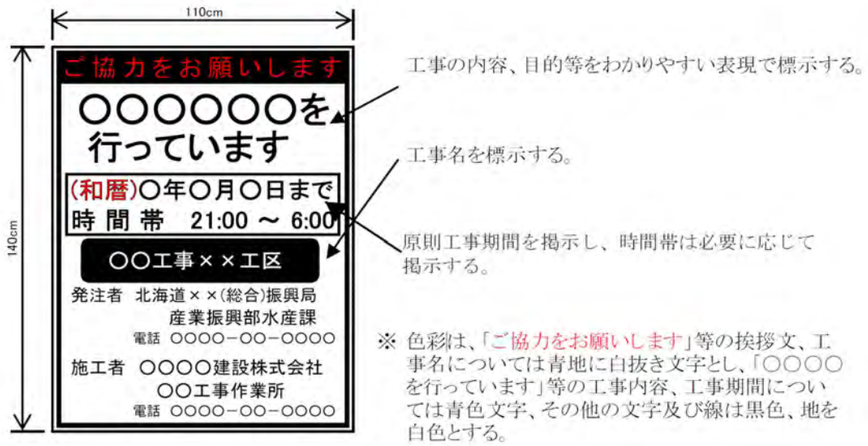 	**１　工事等に伴う工事標識の設置基準** **１－１　工事等を行う場合の工事標識の設置方法** 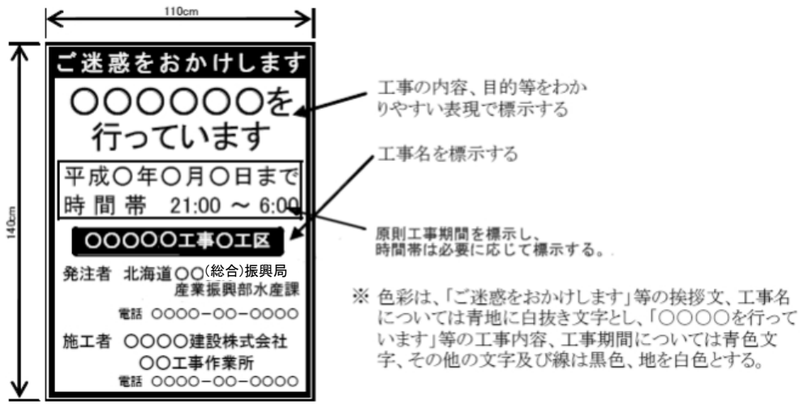 	文言の修正

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ－付表 13	**６　管理データ様式** 受注者は、施工管理（出来形管理、品質管理）の結果を、本様式を用いて提出しなければならない。なお、本様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、Ⅱ水産土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、本様式に示されていない場合についても、同様とする。 （様式－１） 令和○年度 （　工事名　）　取りまとめ結果表 でき形部分検査 または 工事完成検査 施工者　受注者名 現場代理人　氏　名 監理（主任）技術者　氏　名	**６　管理データ様式** 受注者は、施工管理（出来形管理、品質管理）の結果を、本様式を用いて提出しなければならない。なお、本様式に代えて、請負人・製造会社等で独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、Ⅱ水産土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを請負人自らが確認するものとする。また、本様式に示されていない場合についても、同様とする。 （施工管理総括表の表紙記入例） Ａ－４版（210×297） 様式－１ （施工年度） （工事名） 主任監督員（8mm）　監　督　員（12mm） 15mm　30mm ○○工事出来形測定総括表 品質管理 （施工管理の種別） （施工者）　請負者名 （現場代理人）　氏　名　㊞ （主任技術者 または管理技術者）　氏　名　㊞ （測定者）　氏　名　㊞　氏　名　㊞	様式の改正等

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ－付表 14	**様式－２** 高さの出来形測定表 工種名 測定者 測点 / 左側 / 中心 / 右側 / 監督員記事	**様式－２** 高さの出来形測定表 工種名 測定者 ㊞ 測点 / 左側 / 中心 / 右側 / 監督員記事	押印廃止
Ⅲ－付表 15	**様式－３** 厚さ、幅の出来形測定表 工種名 測定者 測点 / 位置 / 設計値 / 測定表 / 差 / 監督員記事	**様式－３** 厚さ、幅の出来形測定表 工種名 測定者 ㊞ 測点 / 位置 / 設計値 / 測定表 / 差 / 監督員記事	
Ⅲ－付表 16	**様式−4** X管理図 名称 / 期間 自 年 月 日 / 品質特性 / 測定単位 / 期間 至 年 月 日 規格限界 最大 / 試料 大きさ / 規格限界 最小 / 試料 間隔 / 測定者	**様式−4** X管理図 名称 / 期間 自 年 月 日 / 品質特性 / 測定単位 / 期間 至 年 月 日 規格限界 最大 / 試料 大きさ / 規格限界 最小 / 試料 間隔 / 測定者 ㊞	

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ－付表 17	様式−4 X管理図（記入例） 名称：盛土締固め管理　期間：自　年　月　日　至　年　月　日 品質特性：締固め度　測定単位：% 規格限界　最大：　最小：最大乾燥密度の85%以上 試料　大きさ：　間隔：1,000㎡に1回(3ヶの平均) 測定者：	様式−4 X管理図（記入例） 名称：盛土締固め管理　期間：自　年　月　日　至　年　月　日 品質特性：締固め度　測定単位：% 規格限界　最大：　最小：最大乾燥密度の85%以上 試料　大きさ：　間隔：1,000㎡に1回(3ヶの平均) 測定者：㊞	押印の廃止
Ⅲ－付表 18	様式－5 X－R管理データシート 名称：　期間：自　年　月　日　至　年　月　日 品質特性：　測定単位： 規格限界　最大：　最小： 試料　大きさ：　間隔： 測定者：	様式－5 X－R管理データシート 名称：　期間：自　年　月　日　至　年　月　日 品質特性：　測定単位： 規格限界　最大：　最小： 試料　大きさ：　間隔： 測定者：㊞	
Ⅲ－付表 19	様式−6 X−R管理図 名称：　期間：自　年　月　日　至　年　月　日 品質特性：　測定単位： 規格限界　最大：　最小： 試料　大きさ：　間隔： 測定者：	様式−6 X−R管理図 名称：　期間：自　年　月　日　至　年　月　日 品質特性：　測定単位： 規格限界　最大：　最小： 試料　大きさ：　間隔： 測定者：㊞	

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ－付表 20	様式－７ Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理データシート 名称 ／ 品質特性 ／ 測定単位 ／ 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ／ 規格限界 最大 最小 ／ 試料 大きさ 間隔 ／ 測定者	様式－７ Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理データシート 名称 ／ 品質特性 ／ 測定単位 ／ 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ／ 規格限界 最大 最小 ／ 試料 大きさ 間隔 ／ 測定者 ㊞	押印の廃止
Ⅲ－付表 22	様式−8 X−Rs−Rm管理図 名称 ／ 品質特性 ／ 測定単位 ／ 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ／ 規格限界 最大 最小 ／ 試料 大きさ 間隔 ／ 測定者	様式−8 X−Rs−Rm管理図 名称 ／ 品質特性 ／ 測定単位 ／ 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ／ 規格限界 最大 最小 ／ 試料 大きさ 間隔 ／ 測定者 ㊞	
Ⅲ－付表 23	様式－９ コンクリート管理試験日報 供採試取体日 年 月 日 ／ 天候 ／ 気温 最高 ℃ 最低 ℃ ／ 測定者	様式－９ コンクリート管理試験日報 供採試取体日 年 月 日 ／ 天候 ／ 気温 最高 ℃ 最低 ℃ ／ 測定者 ㊞	

掲 載 頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ－付表 24	**様式－１０** 空気量、スランプ等の取りまとめ図 測定者 配合種別	**様式－１０** 空気量、スランプ等の取りまとめ図 測定者　㊞ 配合種別	押印の廃止
Ⅲ－付表 25	**様式－１１** 骨 材 試 験 成 績 一 覧 表 採取地　測定者	**様式－１１** 骨 材 試 験 成 績 一 覧 表 採取地　測定者　㊞	

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ－付表 27			押印の廃止

様式－１３

コンクリート品質検査報告書

測定者

配合種別(記号)
呼び強度　　N／mm²

※納入生コン工場

構造物	打設位置	供試体 試回験数	供試体 番号	最大荷重（N）	圧縮強度（N／mm²） 各個	平均	3回の平均	供試体採取作業所名	試験年月日	備考
						①	－			
						②	－			
						③	①～③の平均			
						④	②～④の平均			
						⑤	③～⑤の平均			
						⑥	④～⑥の平均			

※試験回数　　の圧縮強度試験結果は当作業所で打設のものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日
作業所名

責 任 者

※試験回数　　の圧縮強度試験結果は当作業所で施工のものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日
作業所名

責 任 者

※生コン使用の場合は記入する。これにかわる証明でもよい。

様式－１３

コンクリート品質検査報告書

測定者　㊞

配合種別(記号)
呼び強度　　N／mm²

※納入生コン工場

構造物	打設位置	供試体 試回験数	供試体 番号	最大荷重（N）	圧縮強度（N／mm²） 各個	平均	3回の平均	供試体採取作業所名	試験年月日	備考
						①	－			
						②	－			
						③	①～③の平均			
						④	②～④の平均			
						⑤	③～⑤の平均			
						⑥	④～⑥の平均			

※試験回数　　の圧縮強度試験結果は当作業所で打設のものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日
作業所名

責 任 者　㊞

※試験回数　　の圧縮強度試験結果は当作業所で施工のものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日
作業所名

責 任 者　㊞

※生コン使用の場合は記入する。これにかわる証明でもよい。

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ－付表 28	**様式－１４**　寒中コンクリート温度管理記録表（例） 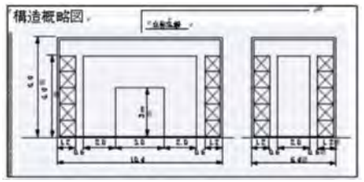 構造物名 / 配合種別 / 設計量 / 打設量 橋脚躯体 / ＲＣ－１ / 52.0 / 52.5 セメントの種類 / 構造物の露出状態 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ / 普通の露出状態 / 測定者	**様式－１４**　寒中コンクリート温度管理記録表（例） 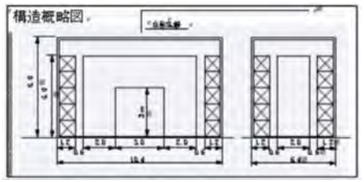 構造物名 / 配合種別 / 設計量 / 打設量 橋脚躯体 / ＲＣ－１ / 52.0 / 52.5 セメントの種類 / 構造物の露出状態 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ / 普通の露出状態 / 測定者 ㊞	押印の廃止
Ⅲ－付表 32	**様式－１７** コンクリート強度試験表 （シュミットテストハンマーによる） 監督員 工　事　名 試験月日　請負者 材　　令　測定者	**様式－１７** コンクリート強度試験表 （シュミットテストハンマーによる） 監督員 工　事　名 試験月日　請負者 ㊞ 材　　令　測定者 ㊞	